退職給付に係る調整額	
持分法適用会社に対する持分相当額	
中間包括利益	
親会社株主に係る中間包括利益	
非支配株主に係る中間包括利益	

（記載上の注意）

1　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額（銭単位）

(2)　当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨

2　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

別紙様式第8号（第82条第2項及び第6項関係）

第1　　第　　期　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所
株式会社　　商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　　氏　　名

（記載上の注意）

1　この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①　子会社　株式会社商工組合中央金庫法第23条第2項に規定する子会社をいう。

②　子会社等　株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項第2号に規定する子会社等をいう。

③　子法人等　株式会社商工組合中央金庫法施行令第7条第2項に規定する子法人等のうち、株式会社商工組合中央金庫法第23条第2項に規定する子会社を除いたものをいう。

2　連結貸借対照表及び連結損益計算書に注記すべき事項については、連結損益計算書の次に一括して記載することができる。

3　連結業務報告書（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則別紙様式第4号。以下同じ。）において連結損益及び包括利益計算書を記載する株式会社商工組合中央金庫は、この様式中に定める記載事項のうち、「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代えることができる。

連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金		預金	
コールローン及び買入手形		譲渡性預金	
買現先勘定		債権	
債券貸借取引支払保証金		コールマネー及び売渡手形	
買入金銭債権		売現先勘定	
特定取引資産		債券貸借取引受入担保金	
商品有価証券		コマーシャル・ペーパー	
金銭の信託		特定取引負債	
有価証券		借用金	
貸出金		外国為替	
外国為替		短期社債	
その他資産		社債	
有形固定資産		新株予約権付社債	
建物		その他負債	
土地		賞与引当金	
使用権資産		役員賞与引当金	
建設仮勘定		退職給付に係る負債	
その他の有形固定資産		役員退職慰労引当金	